行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	園芸畜産課	整理番号	2-6
許認可等の種類	休業中の漁業の許可、漁業権行使停止の漁業の認可				
根拠法令条例等• 条項	漁業法第36条第1項、第4項				
許認可等の概要	漁業権者が休業に	ーーーー 中又は漁業権行使	停止中における適	i格性を有する者の)漁業の許可
審査基準(未設定の場合はその理由)	一精二規あ、漁工等で、 海を変を漁件等に 海を変を漁件等に 海を変を漁件等に 海を変を漁件等に 海を変を漁件等に 高による。の会見制を 一方で当調覧な 一方で当に 一方で 一方で 一方で 一方で 一方で 一方で 一方で 一方で	い 終 会 と を 性 か き に と で 性 か に と き に と を に か ま さ と を に か ま さ と た い が 項 意 と た に か す で が 項 意 と た に か す で が 項 意 は に い に 間 ま と と か で 項 で の 見 当 ま で の れ が で 項 意 ら れ が で 項 意 ら れ が で す で の 見 当 ま で で の ま で で の ま で で の ま で で の ま で で の ま で で の ま で で の ま で で の ま で で の ま で で の ま で が で の ま で が で の ま で が で の ま で が で の ま で が で の ま で が で の ま で が で の ま で が で す で が で す で か で す で か で ま で か で す で か で ま で か で ま で か で か で ま で か で か で か	「又はその代理人は、当診 見定による通知があつた時 をの結果に係る調会は、第 等区漁業調整委員 ことができない。 計算を関わるのででは、 は、 一項に規定する。 がでう第五項の意見 一項に規定なことができるができまる。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	よって漁業若しくは労働は、よって漁業者しくは労働が、よって、どんな名おというです。 いった	に関する。 はけなければならない。 はけなければならない。 はけなければならない。 はたり、漁業権に制限ない。 はたかなければならない。 はたかなければならない。 はたかなければならない。 神話したときけらればない。 は条件を拠ますると定する。 はいる事実ある令でわら、会会でいます。 はにはないまするそのは、いかない出来でいます。 はにはないますると、漁工にはないます。 第二十年にはないます。 はにはないまする。 ははないまする。 ははないまする。 ははないまする。 ははないまする。 ははないまする。 ははないまする。 ははないまする。 はないまないまする。 はないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな
基準の制定根拠	_				
標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	処分の先例がなく	(、具体化するのが	洒難		
期間の制定根拠					